

沖縄県農林水産部村づくり計画課公告農計第1601号  
簡易公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおりプロポーザル方式による公募手続きを開始します。

平成29年11月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 1 業務概要

- (1) 業務名 沖縄県農地海岸長寿命化計画作成業務（北・中部圏域）
- (2) 履行場所 沖縄県北部及び中部地域
- (3) 業務内容 調査設計 一式
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成30年3月30日（予定）
- (5) 契約限度額 22,838,760円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以下
- (6) 本業務は、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書（以下、「技術提案書」という。）の提出を求め、技術提案書の内容が業務の履行に最も適した者を契約交渉の相手方として特定する業務（プロポーザル方式）である。

## 2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年指令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 沖縄県の「平成28・29年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿」に登録され、業種区分が土木関係コンサル業種の農業土木に登録されていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、上記(2)の再認定を受けた者を除く。
- (4) 参加表明書の提出期限から開札の日までの期間に、沖縄県工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (7) 沖縄県内に、本店、支店又は営業所があること。
- (8) 配置予定技術者が、対象業務の同種又は類似業務の実績を有する業者であること。
- (9) 実施方針及び特定テーマが適正であること。
- (10) 当該業務の見積金額が契約限度額内であること。
- (11) 技術士法に基づく技術士（農業部門、環境部門、建設部門）又は農業土木技術管理士、RCCM（農業土木部門、土木部門）の資格を有する者を管理技術者として配置できること。

### 3 全体スケジュール

- (1) 参加表明書の提出期限 11月17日（金曜日）
  - (2) 参加資格の審査結果の通知 11月20日（月曜日）
  - (3) 技術提案書の提出期限 12月4日（月曜日）予定
  - (4) 技術提案書のヒアリング 12月5日（火曜日）予定
  - (5) 契約交渉相手方の決定通知日 12月5日（火曜日）予定
- ※ 本業務に係る公募内容に関する説明会は特に設けない。

### 4 内容

本業務の詳細については、別添の業務説明書による。

### 5 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁10階）

沖縄県農林水産部村づくり計画課 事業計画班（担当：園田、佐久本）

電話番号：098-866-2263 FAX番号：098-869-0557

メールアドレス：sonodayu@pref.okinawa.lg.jp

skmotohr@pref.okinawa.lg.jp